

国民年金だよ



▶ 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年(2019年)4月から始まりました。

なお、この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

【国民年金保険料が免除される期間】

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産を言います。(死産・流産、早産された方を含みます。)

【手続きをするメリット】

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届出を行う期間について、すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生の納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で
出産日が平成31年(2019年)2月1日以降の方
任意加入をされている方は対象になりません。

届出方法

出産予定日の6カ月前から届出可能です。

お早めの届出をおすすめします。
なお、出産後も届出が可能です。

届出先

役場の国民年金担当窓口へ届書を提出してください。郵送でも手続きが可能です。

【必要な添付書類】

母子健康手帳など¹(出産後は、市区町村で確認ができる場合は不要です)²

1 郵送で届出をする場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

保険料の後払い(追納)をおすすめします!

老齢基礎年金の年金額を計算するとき、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減さ

れます。ぜひ、追納を行っていたことをおすすめします。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570 05 4890」又はお近くの年金事務所にて電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 26 9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166 72 5002

